

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例改正案について

1 事故救済制度に関する規定（診断方法含む）

【現行】

（事故の救済及び予防）

第 8 条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、①_____認知症と診断された者による事故について、②別に条例で定めるところにより、第 11 条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の③判定に基づき給付金を支給するものとする。

【改正案】

（事故の救済及び予防）

第 8 条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、①市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、②_____第 11 条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の③判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

< 条例の附則に規定 >

第 8 条第 1 項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正の前提条件

- ① 診断の運用を規定する（診断部会で合意済み）。
- ② 施行日を規定することにより、「別に条例で定める…」を削除する。
- ③ 認知症の診断を受けた者の事前登録による賠償責任保険制度の活用などを反映する（その他必要な施策）。